

船舶インシデント調査報告書

平成29年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	平成29年4月1日 20時20分ごろ
発生場所	大阪府泉南市泉州港南東方沖 樽井漁港西防波堤灯台から真方位042° 1,300m付近 (概位 北緯34° 23.5′ 東経135° 16.2′)
インシデントの概要	巡視船しぎかぜは、航行中、推進器がわかめ養殖施設の索具に絡み、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年6月12日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	巡視船 しぎかぜ、24.0トン
船舶番号、船舶所有者等	133832、国土交通省
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 5、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、泉州港南東方沖を海難救助の目的で要救助船舶を探しながら航行していた。</p> <p>本船は、船長が前方に認めた赤色の点滅灯光を避けながら航行していたところ、わかめ養殖施設に進入し、同施設の索具に推進器が絡んで機関の運転ができなくなり、運航不能となった。</p> <p>本船は、船長が海上保安庁に携帯電話で救助を要請し、来援した巡視船により基地へえい航された。</p> <p>船長は、本船が進入したわかめ養殖施設の存在を知らなかった。</p>
分析	本船は、赤色の点滅灯光を避けながら航行中、船長がわかめ養殖施設の存在を知らなかったことから、同施設に進入し、推進器が同施設の索具に絡んで機関の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、赤色の点滅灯光を避けながら航行中、船長がわかめ養殖施設の存在を知らなかったため、同施設に進入し、推進器が同施設の索具に絡んで機関の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ふだんから航行予定海域の水路調査を行っておくこと。